



平成18年（行ウ）第703号・平成19年（行ウ）第431号

原告 吉澤文寿外9名

被告 国

2007年9月19日

証拠説明書（4）

東京地方裁判所民事第38部合2係A 御中

原告訴訟代理人

弁護士 東 澤 靖

同 川 口 和 子

同 二 関 辰 郎

同 小 町 谷 育 子

同 魚 住 昭 三

同 古 本 晴 英

同 張 界 満

甲号証 番号	標 題 (原本・写しの別)		作 成 者 作成年月日	立 証 趣 旨
甲 1 2	情報公開法制の 確立に関する意 見	写し	行政改革委 員会 1996. 12. 16	情報公開法1条(目的)の趣旨(情報公開制度は、民主主義の健全な発展のために、市民に対し、政府がその諸活動の状況を具体的に明らかにし、説明する責務を全うする制度であること、また、市民1人1人が行政運営に関する情報を吟味した上で、適正な意見を形成することを可能とするものであり、市民による行政の監視・参加の充実に資すること)、開示手続の処理に時間がかかり、市民に適時に行政文書が開示されないならば、情報公開法の趣旨が没却されること、及び情報公開法10条(開示決定等)の趣旨等。
甲 1 3	詳解情報公開法	写し	総務省行政 管理局 2001. 2. 28	情報公開法11条の「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務を容認できない遅滞を来すことを意味すること、同条の「相当の部分」とは、著しく大量な行政文書の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、行政機関の長が通常60日以内に開示決定等ができる分量については、最低でも当該期間内に開示決定等を行うべきであること、同条の「相当の期間」とは、行政機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいうこと等。
甲 1 4	情報公開法(抜 粹)	写し	松井茂記教 授 2003. 3. 10	情報公開法11条の「相当の部分」とは、開示請求の少なくとも実質的な部分については決定期間内に決定することが必要とされること、同条の「相当の期間」とは、期間を延長しても60日が限度であることから考えて、数か月もかかっているようでは「相当の期間」とはいいがたいこと等。

甲15 の1	当事者照会書	写し	原告 2007. 6. 27	<p>原告代理人が、被告に対し、当事者照会をしたこと、照会が次の内容であったこと。</p> <p>(1) 原告らの本件請求文書が183冊となることを、外務省が特定したのはいつか、(2) 183冊のファイルを並べるとどのくらいの厚さになるか、(3) 外務省は、本件開示請求以前に、日韓会談文書に関する開示請求を何件受理しているか、及びその概要、(4) 外務省は、第4次本会議議事録の一部不開示決定処分をしているが、同処分時に、同議事録の内容が不開示事由に該当するか吟味したか、(5) 外務省が、(4)の議事録について、「公にすることにより、交渉上不利を被るおそれがある」情報に該当すると判断した理由は何か、(6) 外務省は、(4) (5) 当時、韓国が日韓会談文書を全面公開した事実を知っていたか、(7) 外務省が (4) の処分を取り消した理由は何か、(8) 第4次本会議議事録のうち、第15回の本会議議事録について開示・不開示の決定がされていないが、第15回のみを除外したのはなぜか、(9) 今後どのようなスケジュールで開示・不開示の決定を行う予定か、(10) 独立行政法人国立公文書館に移管された本件請求文書と同一の文書について、開示請求がなされた場合、外務省は、開示に賛成か、反対であるならその法的根拠は何か。</p>
甲15 の2	当事者照会に対する回答書	原本	被告 2007. 7. 9	<p>被告が、原告らの当事者照会に対し回答したこと、原告らの本件開示請求の受理以前に、外務省が受理していた日韓会談に関わる開示請求件数が12件あったこと、その概要として、日本と韓国との間で七次におわたって行われた日韓外交正常化交渉の議事録など関係文書一切、第3次、第5次及び第6次日韓会談関係資料（交渉準備資料、交渉内容、合意事項等に関する部分等）、平成17年度（行情）答申第204号（7月26日、乙4号証の事案）審査会で一部開示決定が行われた日韓会談関係の文書全て、があったこと、外務省が韓国の全面公開の事実を知っていたこと、照会事項(4)(5)(9)について回答を拒絶したこと等。</p>

甲16	外務省ホームページ(外交記録公開制度について)	写し	外務省	外務省が、1976年(昭和51年)以来、外交記録の公開制度を設け、これまで20回にわたり外交記録を公開してきたこと、外交記録の公開制度は、30年を経過した文書は公開するとの原則を掲げていること、ホームページは文書検索機能を備えており、何人に対しても広く公開されていること。
甲17	朝日新聞記事	写し	朝日新聞 2007.8.30	外務省が通算20回目の外交記録の公開をする際、日韓国交正常化交渉に関する文書の公開の検討をしたこと、大臣官房外交記録審査室は公開に前向きであったが、北東アジア課からの反発によって、公開が見送られたこと等。
甲18	読売新聞記事	写し	読売新聞 2007.8.31	2007年8月30日の外交記録の公開の目玉となるはずだったが、日韓国交正常化交渉に関する文書だったこと、韓国が2005年に公開したため、秘密保持の意味が薄れ、研究者から公開を求める声が多く出されていたこと、外務省官房の外交記録審査室が公開に前向きであったが、日朝・日韓関係を登知りきる外交政策担当の幹部が反対し、見送られたこと等。
甲19	毎日新聞記事	写し	毎日新聞 2007.8.30	外交記録の公開が1976年に始まり20回目となったこと、日韓国交正常化の記録は、今回も公表されなかったこと、外交記録の公開制度は、原則30年を経過した文書を公開対象としているが、日韓交渉関連文書は日朝国交正常化交渉に影響があるとするのが、外務省の見解であること、韓国がすでに日韓交渉の文書を公にしていること、外務省は交渉経緯を明かせば、「過去の清算」をめぐる日朝交渉に影響するというのが、2002年の日朝平壤宣言で一定の道筋が記されており、交渉を妨げるとは考えがたいこと等。